

## 議 事 録

平成 28 年度 四万十町農業委員会第 12 回窪川農地部会

日 時：平成 29 年 3 月 27 日 午後 1 時 30 分～

場 所：本庁（東庁舎）1 階多目的大ホール

- |       |          |                                     |
|-------|----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 指定第 23 号 | 会期の決定について                           |
| 日程第 2 | 指定第 24 号 | 議事録署名委員の指名                          |
| 日程第 3 | 報告第 18 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について           |
| 日程第 4 | 報告第 19 号 | 非農地証明事務処理報告                         |
| 日程第 5 | 議案第 46 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について         |
| 日程第 6 | 議案第 47 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 日程第 7 | 議案第 48 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 日程第 8 | 議案第 49 号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について                |
| 日程第 9 |          | その他                                 |

〔出席委員〕

01. (欠 員)	02. 山本 奨一	03. 下元 誠一郎	04. 甫喜本 治誠
05. 松田 武章	06. 小野 重明	07. 坂本 功	08. 市川 正司
09. 山本 道雄	10. 林一 将	11. 下元 一明	12. 河上 茂秋
13. (欠席)	14. 西井 健夫	15. 岡林 景補	16. 宮崎 恵美子
17. 池本 宗生	18. 西本 茂子	19. 太田 祥一	

〔欠席委員〕

13. 廣井 栄治

〔事務局出席者〕

西谷 久美    林 和利    上川 優

議長

3月も終わりが近づきましたが、ここ数日肌寒い日が続いております春本番の便りでもあります。桜の開花宣言を待ちわびる今日この頃となっております。また、昨日26日には毎年恒例で今や四万十町を代表する一大イベントでもあります第9回四万十川桜マラソン大会が小雨の降る寒い中開催され、およそ1400名のランナーたちが春の四万十川沿いを駆け抜けました。せっかく四万十町までお越し頂いたこの四万十川桜マラソンに桜が咲いていない中での開催は大変残念なことで本来であれば咲き誇る桜の中、四万十川の流れと共に、美しい風景を満喫しながら走って頂く事が出来たらよかったなと思うところです。今回1400名のランナーの内訳は約半数が県外の方で全国各地からたくさんお越しいただいています。また、残りの半数の約9割近くが町外の方となっております。こんなにたくさんの方が我が四万十町にわざわざ訪れて頂ける、このようなイベントを大切に、盛り上げることが益々四万十川、四万十町ファンを増やし、この町の活性化にもつながると思います。

また、先だっで行われました3月議会で30年9月より始まる農業委員会の新体制について町議会議員より質問がありました。まずは事務局より新体制はどのようなものになるかの説明があり、その後我が農業委員会会長と町長にも新体制への思いと今後どのように進めていくかの質問がありました。お二人とも新しい法に則り十分な審議をしながら四万十町の実情に合った新体制にしたいという思いを熱く語って頂きました。このように議会や町民の中からも注目される重要な時期となってきましたので、我々農業委員や農業委員会としましても、気を引き締め今後の運営について慎重かつ速やかに四万十町の農業の振興と発展また、農業者と農地を守るため最良な新体制づくりになるよう、力を注いでいかなくてはならないと思っていますので新年度になりましても、皆様にはご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。また、本日はこの後、農振部会もございます、それと年度末総会の方もありますので、よろしくお願いいたします。

それではただ今から、平成28年度四万十町農業委員会第12回窪川農地部会を開会いたします。

農地部会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項、並びに同委員会部会会議規則第4条の規定により、農地部会長が議長を務めることになっておりますのでよろしく申し上げます。

本日の会議に、13番 廣井委員から欠席の届けが出ております。

議長 次に、部会の会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定を準用することになっております。本日の出席委員は17名です。過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは日程第1、指定第23号 会期の決定についてですが、平成28年度四万十町農業委員会第12回窪川農地部会の会期は、平成29年3月27日の本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、平成28年度四万十町農業委員会第12回窪川農地部会は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第24号 議事録署名委員の指名についてですが、四万十町農業委員会部会会議規則第3条第2項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において、議事録署名委員を指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に

4番 甫喜本 治誠 委員、5番 松田 武章 委員

を指名いたします。よろしく申し上げます。尚、会議書記は事務局職員にお願いいたします。

続いて日程第3、報告第18号

農地法第18条の規定による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第18号、農地法第18条の規定による合意解約通知についてを説明します。今月の案件は、2件になります。

まず、番号1について説明いたします。土地の所在地、口神ノ川字チカラ石、428、地目、田、面積327㎡です。以下9筆あり、合計10筆で、面積7,232㎡です。解約事由は、貸出人からの申し出による双方合意です。合意年月日、引渡年月日ともに平成29年2月16日です。

この農地は、平成25年10月1日～平成30年9月30日まで、利用権の設定を行っていましたが合意解約となったものです。

続いて、番号2、土地の所在地、口神ノ川字 チカラ石、442、地目、田、面積4,796㎡です。以下2筆あり、合計3筆で、面積が9,360㎡です。解約事由は、借受人からの申し出による双方合意です。合意年月日、

- 引渡年月日とも、平成 29 年 2 月 28 日です。この農地は、平成 22 年 3 月 1 日～平成 32 年 2 月 29 日まで、利用権の設定を行っていました。
- 今回は、借受人がお亡くなりになった為、農地を戻したいということになったようですが、解約後は、法人 1 社を含む 3 人の借受人が、それぞれ利用権設定を行い耕作する予定となっています。
- 議長 報告第 18 号について事務局の説明が終わりました。  
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。  
特になければ、報告第 18 号は終わります。  
続いて、日程第 4、報告第 19 号、非農地証明事務処理報告についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 報告第 19 号、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。  
1 番、東北ノ川字仲間屋敷 361 番、畑、面積 36 m<sup>2</sup>の農地につきまして、平成元年 4 月中旬、農業用倉庫を建築し宅地として利用しているとの申請により、担当委員、職員で現地確認をしております。添付資料非農地 1 の写真のとおりであり、平成 29 年 2 月 15 日、非農地証明書を発行しております。  
2 番、仁井田字小奈良地 1314 番 1、田、面積 442 m<sup>2</sup>の農地につきまして、20 年以上前から耕作放棄地となり現在は原野となっているとの申請により、担当委員、職員で現地確認をしております。添付資料非農地 2 の写真のとおりであり、平成 29 年 3 月 7 日、非農地証明書を発行しております。以上です。
- 議長 報告第 19 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。  
特になければ、報告第 19 号は終わります。  
続いて、日程第 5、議案第 46 号  
農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 46 号  
農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてをご説明いたします。  
ページは 4 ページです。今月の案件は、4 件になります。譲受人・譲渡人の氏名・住所等については、お手元の議案書のとおりです。

まず、番号1について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の5ページをご覧ください。土地の所在地、宮内字仁井屋敷1276-2、地目、田、面積337㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由・譲渡理由は、譲渡人からの要望です。譲受人の耕作面積は、9,537㎡です。下限面積は達成しています。取得する農地では、引き続き水稻を耕作する計画です。

続いて、番号2について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の6ページをご覧ください。土地の所在地、七里字西ノ前、乙366-3、地目、田、面積690㎡です。以下2筆あり、合計3筆で、面積2,517㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由・譲渡理由は、譲渡人からの要望とのことです。譲受人の耕作面積は、現在ありませんが、番号3番も同じ譲受人が取得するようになっています、こちらと合わせて、下限面積を達成します。取得する農地では、引き続き水稻を耕作する計画です。

続いて、番号3について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の6ページをご覧ください。土地の所在地、七里字弥四郎田、乙299、地目、田、面積2,163㎡です。以下1筆あり、合計2筆で、面積が4,109㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由・譲渡理由は、譲渡人からの要望とのことです。譲受人の耕作面積は、番号2番と合わせて、下限面積を達成します。取得する農地では、引き続き水稻を耕作する計画です。

続いて、番号4について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の7・8ページをご覧ください。土地の所在地、東北ノ川字馬木瀬81-2、地目、畑、面積808㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲受理由・譲渡理由は、親子間での贈与になります。譲受人の耕作面積は、17,043㎡です。下限面積は達成しています。申請農地は、現在まで農地法3条の使用貸借をしていましたが、今回贈与することになったようです。今後も、果樹等を管理していく計画です。

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

議案第46号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありませんか。

14番

譲渡人の方は高齢になっています。今年からは作るのを全部止めて、他の人に貸すということでしたけど、1筆だけ譲受人の方の小屋が建っているところの隣に、この田んぼがあるわけですので、位置と田んぼであ

ることを確認しています。本人にも会って確認してきました。農地を有効的に使っているについても、問題ありません。年間従事 150 日以上作業をしていますし、ニラの栽培をしていますので問題ありません。先程事務局からあったように、最低限の耕作面積も確保しています。この土地は県道と宮内用水の間であって、他の農地の周辺にも支障ないことを確認しています。特に問題ないと思います。

7 番

2 番、3 番は関連がありますので同時に説明させていただきます。譲受人と譲渡人の関係ですが、こちらで言う本家と分家の関係です。譲渡人の方が婿さんをお願いしまして分家したようです。家も隣でありますし、また、譲渡人の希望から、本家以外の方には譲渡したくないとの強い希望がありまして、譲受人に売り渡すことになったようです。2 番の所有者の方の孫が 3 番の所有者にあたります。お父さんが早くに亡くなりまして、孫が相続したようです。譲受人は世帯で現在父母が専業農家でありまして、自作の水田 4 ha、借受地が 2 ha、この内里芋 30a、スイートコーン 10a、山の芋 5 a 位を、後は主食用米の水稻を作付けしております。今年もこのような状態で進めているようです。譲受人はこのスタイル、後継者でありました現在は勤めておりますが、近い将来は父母と一緒に農業が大好きでありまして、専業農家として自立する目的を持っているようです。土地の現況ですが、全部整備済みの水田でして、2 番につきましては 3 筆ありますが、現在は 2 枚になっています。農地の活用等ですが、高度的に活用しております。また、譲受人の世帯につきましては、父母が専業のため、本人も農繁期以外、農業が大好きな関係で、休日などはほとんど田んぼにいるような状態でよく私も見かけます。また、下限面積については、2 番、3 番で 66a 以上ありますので問題ありません。周辺農地の問題も、無論、農地を作付けしましても、環境等に特に問題ないと思います。この方は将来この地区の担い手になると思います。以上の結果、2、3 番の所有権移転は問題ないと判断しました。

3 番

番号 4 番について補足説明します。これは親子間での贈与でありまして、現況は畑であることを確認しています。譲受人は農地を効率的に利用しているかの確認ですが、草もよく刈って管理をしていることは見受けられます。そして、年間 150 日以上農作業に従事ですが、これは譲受人は勤めていますが、お父さんと一緒に世帯で 150 日以上やっているということで問題ないと思います。取得後の農地面積の合計ですが、下限面積の 30a 以上あることを確認しております。取得する農地の周辺ですが、その人の周辺に 1 軒家というよりは、ほとんどその人の土地ですのであまり悪影響はないと思います。以上の確認の結果、番号 4 番ですが

- 贈与による所有権移転は問題ないと思います。
- 議長 議案第 46 号について質疑を許します。質疑はありませんか。  
質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。
- 委員 (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり可決されました。  
続いて、  
日程第 6、議案第 47 号  
農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 47 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてをご説明します。議案書 6 ページの 1 番を説明します。添付資料は 9～11 ページをご覧ください。  
申請地は、2 筆、六反地字戸樋ノ本、84 番 1、地目、畑、面積 143 m<sup>2</sup>、同じく同所字同、86 番、地目、田、面積 1,060 m<sup>2</sup>の内 89.88 m<sup>2</sup>、合計面積 232.88 m<sup>2</sup>の土地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、一般住宅の建築です。転用理由は、現在の自宅は息子に譲り、将来的に息子に面倒を見てもらうために、バリアフリー構造の自己住宅を建築したいためです。  
農地区分は、六反地の駅から、約 300m の範囲であり、第 3 種農地と判断しました。転用計画につきましては、土地利用計画図に図示している形で、既存の農業用倉庫も含め、計画しています。周囲の状況は、東側、西側は申請人の農地、南側、北側は、宅地となっています。土地の造成計画については、切土、盛土はほとんどなく、整地する計画です。進入路については、西側の町道から進入を計画しています。それに伴う工事はありません。排水計画については、雨水は自然浸透とし、家庭排水は合併浄化槽を経由して、町道の側溝に排水する計画です。資金計画については、書面にて確認をしています。以上です。

- 議長 議案第 47 号について事務局の説明が終わりました。  
担当委員の補足説明はありませんか。
- 16 番 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、聞いたところ、許可あり次第着手することを確認しています。計画面積の妥当性ですが、必要最小限の計画で特に問題ないと思います。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、周辺農地はすべて申請人の農地であり支障は無いと思われまので問題ないと思います。排水計画についても、従来の排水路に排水するというので、問題ないと思います。以上の確認の結果番号 1 番の転用は特に問題ないと判断しました。
- 議長 議案第 47 号について質疑を許します。質疑はありませんか。  
質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。
- 委員 (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 47 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第 47 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。  
続いて日程第 7、議案第 48 号  
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 48 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてをご説明します。  
添付資料は 12～14 ページです。申請地は、1 筆、東北ノ川字馬木瀬 78 番、地目、田、面積 1, 0 1 2 m<sup>2</sup>土地です。権利事由は、賃貸借権設定です。期間は 20 年間です。貸付人・借受人は、記載のとおりです。転用目的は、太陽光発電装置の設置です。  
転用理由は、太陽光発電事業を行うためです。農地区分は、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第 2 種農地と判断しました。転用計画につきましては、土地利用計画図に図示している形



- でソーラーパネルを設置する計画です。周囲の状況は、東側、西側は同意有の畑、南側、北側は賃貸人の土地となっています。土地の造成計画については、切土、盛土はほとんどなく、現状のままで設置する計画です。進入路については、南側の農道から進入を計画しています。排水計画については、雨水のみであり自然浸透とする計画です。資金計画については、書面にて確認をしています。以上です。
- 議長 議案第 48 号について事務局の説明が終わりました。  
担当委員の補足説明はありませんか。
- 3 番 番号 1 番の補足説明を行います。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、許可あり次第着手することを確認しております。計画面積の妥当性ですが、必要最小限の計画で問題ないと思います。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、周辺農地の同意もありまして、営農についての支障についても問題ないと思われまます。排水についても先ほど事務局より自然浸透ということになっておりまして、以上の確認の結果、番号 1 番の転用は特に問題ないと思われまます。
- 議長 議案第 48 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
- 議長 他に質疑はありませんか。
- 委員 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議はありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 48 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第 48 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。  
続いて日程第 8、議案第 49 号  
四万十町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 49 号、四万十町農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、平成 29 年 4 月 3 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお

願い致します。尚、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ページは8ページから10ページです。今月の案件は、5件になります。利用権の設定をうける者・利用権を設定する者の氏名・住所及び賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料は、15ページからご覧ください。

まず、番号1について説明いたします。土地の所在地、東大奈路字中屋敷ノ上569、地目、田、面積27,332㎡です。設定は更新です。期間は平成29年4月3日から平成34年3月31日までの5年間です。作物は野菜、ニンニクを耕作する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。未相続農地ですので、別添のとおり相続権者から同意をもらっています。

なお、受け手は、農地所有適格法人です。

番号2について説明いたします。土地の所在地、数神字馬渡瀬、1333、地目、田、面積2,077㎡です。以下7筆あり、合計8筆で、面積が8,919㎡です。設定は更新です。期間は平成29年4月3日から平成34年3月31日までの5年間です。作物は水稻を耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。

続いて、番号3について説明いたします。土地の所在地、口神ノ川字中ヶ市、1769、地目、田、面積3,141㎡です。設定は新規です。期間は平成29年4月3日から平成34年3月31日までの5年間です。作物は水稻を耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。また、番号3、4、5番の貸付人は同じ方ですが、未相続農地です。相続権者から同意を頂いています。2分の1以上の同意を頂いていますので5年間までの設定は可能です。

番号4について説明いたします。土地の所在地、口神ノ川字チカラ石、442、地目、田、面積4,796㎡です。以下1筆あり、合計2筆で、面積5,202㎡です。設定は新規です。期間は平成29年4月3日から平成34年3月31日までの5年間です。作物は野菜を耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。借受人は、農地所有適格法人ではない為、解除条件付きでの利用権設定となります。この法人についての要件の確認ということで、添付資料25ページの方になりますが、要件の1つである地域との役割分担の状況のところでは、農業用施設、農道、用排水路等の使用、管理については集落の取決めに従い、農業の維持発展についての話し合いに積極的に参加する。という回答を頂いていますので、要件は満たしています。

また、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作また

は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職並びにその法人の行う耕作または養畜の事業への従事状況ですが、合同会社ということで代表社員の方が農業に従事するというので、その行う業務としては、1年間の内毎月、12か月すべて行われていると、関与している期間も12か月ということですのでこれも要件を満たしている。解除条件付きには、共通事項の方で最後のページになります。29ページの方に解除条件付きの貸借の追加事項を追加しての利用権設定になってきますので、この3つの要件を満たしているので今回は利用権設定ができることになります。

番号5について説明いたします。土地の所在地、口神ノ川字中ヶ市1765、地目、田、面積1,423㎡です。設定は新規です。期間は平成29年4月3日から平成34年3月31日までの5年間です。作物は野菜を耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。以上です。

議長 議案第49号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありますか

5番 1番ですが、引き続きニンクを作るということで問題ないと思われま  
す。更新ですので。

9番 2番ですけども、更新なんで問題ありません。

事務局 番号3、4、5番の件ですが、廣井委員の方から聞いてますので報告しま  
す。3番、4番、5番とも今回新規の設定ですが、設定を受ける方はそれ  
ぞれ、地域の担い手として頑張っておられる方々で特に問題はないとい  
うことでした。

議長 議案第49号について質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませ  
んか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第49号 四万十町農用地利用集積計画の決定についてを原案のと  
おり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第49号 四万十町農用地利用集積計画の決定については、  
原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9

その他の件についてを議題とします。

その他の件で委員の皆さん何かありませんか。

事務局ありませんか。

無いようですので、なければその他の件については終了いたします。これで、本窪川農地部会に付議されました案件は、すべて終了いたしましたので、平成 28 年度四万十町農業委員会第 12 回窪川農地部会を閉会いたします。ありがとうございました。

起立、礼。

閉 会                      午後 2 時 15 分